

平成27年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年4月6日（月）午後2時 玉名市役所4階 会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 東 令佐 | 2番 | 取本 一則 | 3番 | 清田 順次 | 4番 | 西川 英文 |
| 5番 | 井上 清晴 | 6番 | 鶴田 克士 | 7番 | 永田 知博 | 8番 | 松本 恒幸 |
| 9番 | 荒木ひろ子 | 10番 | 坂本 誠二 | 11番 | 竹下 宏介 | 12番 | 坂西 孝之 |
| 13番 | 本田多美子 | 14番 | 森川 正志 | 15番 | 丸山 近信 | 16番 | 田辺 信之 |
| 17番 | 鎌本 勝利 | 18番 | 荒木まつ子 | 19番 | 大野 金生 | 20番 | 福田 友明 |
| 21番 | 田上 一 | 22番 | 小路 修三 | 23番 | 徳井 勝美 | 25番 | 杉本 征子 |
| 26番 | 小島 昌文 | 27番 | 植田 勇一 | 28番 | 植田 英男 | 30番 | 田上 輝行 |
| 31番 | 米野 旨雄 | 32番 | 松本 哲海 | 33番 | 生田三之利 | 34番 | 堀田 昌子 |
| 35番 | 谷川 文武 | 36番 | 岩永 幹生 | 37番 | 池本 信秋 | 38番 | 小田 募 |

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

24番 田上 均 29番 三川 了

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

議 題

第 2 1号農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 2 2号農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 2 3号農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 2 4号農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 2 5号農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 2 6号農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 10号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 11号農地の形状変更届について

(事務局異動による挨拶あり)

1. 開 会

○会長(東 令佐君) どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長(福田高広君) それでは開会いたしたいと思ひます。

委員38名中、田上均委員と三川了委員、2名の方から欠席の届けが出ております。36名出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長(福田高広君) 引き続きまして、会議規則第4条により東会長に議長をお願ひし、進行をお願ひしたいと思ひます。

○議長(東 令佐君) 改めまして、本日お忙しい中に出席いただきましてありがとうございました。

それでは早速ではありますが、議事に入りたいと思ひます。

本日の議案は、議第21号より議第26号までの65件と、報告第10号から報告第11号までの14件が提案されています。慎重なる審議よろしくお願ひいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長(東 令佐君) 本日の議事録の署名委員は、3番、清田委員と38番、小田委員にお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長(東 令佐君) それでは議第21号、農地法第3条農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第21号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,589㎡外1筆、計1,875㎡を子に贈与するものでございます。

2番、熊本市と下の申請人で、申請物件が下の畑422㎡外4筆、計1,207㎡を労力不足と経営拡張による売買でございます。

3番、青木の申請人で、申請物件が青木の田373㎡外1筆、計541㎡を子

に贈与するものでございます。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田3,986㎡を労力不足と経営拡張による売買でございます。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田104㎡を6番と交換するものでございます。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田50㎡を5番と交換するものです。

7番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田737㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

次のページ、8番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑143㎡外18筆、計8,268㎡を子へ贈与するものでございます。

9番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑555㎡外18筆、計21,669㎡を子に贈与するものです。

10番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑479㎡をいとこへ贈与するものです。

11番、福岡市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田75㎡外2筆、計1,085㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

12番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田712㎡外4筆、計8,279㎡を子に贈与するものでございます。

以上12件、合計の48,280㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。1番の案件について説明いたします。

申請者の譲渡人と譲受人は親子関係であります。高齢のための贈与であり、また下限面積も満たされており、何の問題もなく許可相当と判断いたしました。どうかよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○15番（丸山近信君） 15番、丸山です。2番について説明します。

先月、取り下げられた議案ですので、今回、譲受人の変更で再議案になってお

ります。譲渡人は遠方で、また高齢のため耕作ができないということで譲受人の隣地でありますので経営拡張します。下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○17番（楢本勝利君） はい。17番、楢本です。3番の案件について説明します。

高齢の父から息子さんへの贈与であり、何ら問題はないと思います。許可相当と判断します。よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、4番どうぞ。

○19番（大野金生君） 大野です。4番を説明します。

譲渡人は労働力不足、それから譲受人は経営拡張ということで、譲受人は経営面積も十分、機械能力も十分確保されておまして、何の問題もないと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次は、委員さんが同じですので、5番と6番を続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。譲渡人、譲受人、両方とも認定農業者で、狭地の多い田んぼと畑を交換されることであって、何ら問題はないと思います。許可をよろしくをお願いします。

5番と6番は一緒です。

○議長（東 令佐君） 次、7番から8番まで委員さんは同じですので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており許可相当と思います。

8番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9番から10番まで委員さんは同じですので、続けてどうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。これも親子関係でありまして、子どもは女でありますけど、家庭の事情もあって娘に譲ったということで何の問題もないと思います。子への贈与です。

それから10番はいとこ関係でございまして、ここも何ら問題はないと思います。終わり。

○議長（東 令佐君） 次、11番どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。11番の案件について説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしており許可相当と思います。よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、12番どうぞ。

○32番（松本哲海君） 32番、松本です。12番の案件について説明します。

子への贈与であり、下限面積も満たしております。許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第21号については、許可することに決定しました。

次に、議第22号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第22号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番は、みやま市と青木の申請人で、申請物件が青木の田368㎡外1筆、計1,299㎡を労力不足と経営拡張により、平成27年4月6日から5年間契約するものでございます。

2番、天水町と滑石の申請人で、申請物件が天水の田2,157㎡を相手方の要望と新規就農により、平成27年4月6日から5年契約をするものです。

なお、下限面積を超えておりませんが、議第23号、1番から4番までと関連があり、これを加えると下限面積を満たすこととなります。

以上2件、3,456㎡を御提案申し上げます。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後、全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○17番（鍛本勝利君） はい。17番、鍛本です。1番の案件について説明します。

貸人は労力不足、借人は経営拡張。貸人は福岡県に住んでおられ耕作不可能であり、耕作放棄地にするより親戚である借人に貸されるそうです。借人は機動力もあり、労働力もあり、許可相当と判断します。よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番、生田です。2番の案件について説明をいたします。

借人は新規就農者であり、貸人は高齢者であり、相手方の要望でもあります。また、貸方の人は2年前に子どもさんが亡くなり、やる気が一番折れた時期でもあります。借人のやる気を感じて貸してやるということでもありますので、耕作面積も先ほど事務局から報告がありましたけども、関連の土地を借りたら下限面積も満たすということでもありますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 今の22号の2番についてですね、これは23号の1、2、3、4番と全部関連しとるわけですね。それでこれについてこの23号について1、2、3、4、私が説明いたします。それでこれが関連しとるからですね、この後23号に入ってから、最初から全部事情を説明しますのでよろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番については原案どおり、2番については議第23号、1番から4番までが許可されれば下限面積は満たしますので、議第23号と1番から4番までの許可を同時に許可することで決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第22号、1番については、許可することに決定しました。2番については、議第23号、1番から4番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

次に、議第23号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第23号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田973㎡を相手方の要望と新規就農により、平成27年4月6日から10年間契約するものでございます。

2番、古賀市と滑石の申請人で、申請物件が小浜の田694㎡外1筆、計1,669㎡を相手方の要望と新規就農により、平成27年4月6日から10年間契約するものでございます。

3番、熊本市と滑石の申請人で、申請物件が小浜の田732㎡外1筆、計1,698㎡を相手方の要望と新規就農により、平成27年4月6日から10年間契約するものでございます。

4番、天水町と滑石の申請人で、申請物件が天水の畑884㎡を相手方の要望と新規就農により、平成27年4月6日から5年間契約するものでございます。

5番、伊倉の申請人で、申請物件が伊倉の田1,571㎡外3筆、計4,235㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成27年4月6日から10年間契約するものでございます。

以上5件、合計9,459㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので、御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号、1番より順次、担当委員の説明をお願いいたしますが、1番から4番まで委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○7番（永田知博君） はい、7番、永田です。先ほど22号の2番に関連いたしまして説明はあっておりますけれども、まず、滑石地区と天水地区に、この案件につきまして私が説明をするということからまずお話をいたしますと、まず、その前にただいま申し上げました22号の2番と議第23号の4番と、これが関連がございますので、先に23号1、2、3番から説明いたします。

そもそもこの物件がですね、最初の話がもう2年ぐらい前に人を介しまして相談があったのが、23号2の方からの要望でございまして、まず家と田んぼを一緒に借りてくれる人はいないかということ相談を受けました。いろいろと手を尽くすうちにある農業関連の企業の社長に話をいたしましたところ、その従業員の方を紹介されまして、当人と話し合っておるうちに非常に農業に取り組む姿勢も、希望や夢を熱心に私に向かって前向きに考えを述べてくれました。この人ならば大丈夫ということで、その家と農地を仲介する運びになりました。しかし、滑石の物件だけでは下限面積に満たないために、本人が知人の水田と畑を借りようと思うから

現地を見てくれないかということで相談を受けまして、現地を見に同行いたしました。その物件が22号の2と23号の4の物件でございます。22号の2では米作、23号の4はオリーブを植え付けて、ゆくゆくは耕作放棄地などもどんどん借り受けて規模拡張を図っていきたいと、そのように話しておりました。

また、3月26日にこの庁舎の会議室におきまして、滑石の鶴田委員、井上委員、天水の米野委員、松本委員、生田委員、そして事務局立会いのもと当人とのお話を開いて話し合いをいたしました。その結果、皆さん共々許可相当という判断に至りましたので、この件を許可相当であると認識いたしました。以上でございます。

○議長（東 令佐君） はい、次、5番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） はい、12番、坂西です。親子間の再設定ということで何ら問題はなく、許可相当かと思われまます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい。担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 今回の案件ですけど、22号の2番と23号の1、2、3、4ですけど、契約期間が5年と10年とあるんですけど、これは別に契約しなおすということで5年、10年は別に問題ないんですかね。

○議長（東 令佐君） まず、事務局の方、今の質問に。

○事務局（西山君） 事務局よりお答えいたします。賃貸借の期間についてはですね、これは自動更新ということでですね、一応5年という設定をされておきまして、使用貸借のほうも5年についてはですね、いずれはここを取得したいということですね、まずは5年間借り受けるということをお聞きしております。よろしいですか。

○10番（坂本誠二君） はい、いいです。ありがとうございました。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。農業委員さんの間でこうやって新規就農者を育て上げるっていいですかね、非常に永田委員の説明を聞いてよかったなと思っております。その点ですね、まずこの新規就農者が今、これの段階で田んぼということなんですけど、機械の数を言うのは全くもう初めての新規就農で、多分御自宅も農家ではないというふうな感触を得ましたので、機械とかそういう面、それとまた田んぼで上がる収入面で最初の段階をクリアできるか、そういうところは永田さんどういうふうにおっしゃってましたでしょうか。

○7番（永田知博君） はい。彼はもちろんもともと出身が横島です。家も農家をやっておられるそうです。そっでもちろん家のほうの機械もありますけども、今企業に勤めとるわけですね。そこが農業関係の会社でございますので、大型機械は何ぼでも所持しとるからそこを利用するってということも聞いております。

○13番（本田多美子君） わかりました。はい、ありがとうございました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい。異議がないものと認め、議第23号については、許可することに決定しました。

次に、議第24号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第24号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が天水町の田43㎡外1筆、計1,106㎡で、転用目的が貸駐車場及び進入路、農地区分はおおむね10ha以上の一段の農地内にある農地で、第一種農地と判断をしております。第一種農地は原則不許可でございますけど、申請地に関わる土地の周辺地域において、居住する者の日常生活において必要な施設で、集落に接続して設置されるということで例外的に許可可能であります。

以上1件、計1,106㎡を御提案申し上げます。申請内容、農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので、御提案を申し上げます。地元委員さんと同行のうえ、現地調査を行なっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番について担当委員の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。今、説明されましたように申請地は第一種農地ですが、集落に接続していて宅地に囲まれています。隣接する運送会社の従業員に必要な28台分の駐車場とその進入路です。駐車場のため、生活雑排水はなく、雨水のみですが、南、西、北と回っている水路に自然に流れます。また、申請地は周りより低いために土砂の流出等もなく、問題はありません。

現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第24号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第25号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第25号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が繁根木の田201㎡で、転用目的が個人住宅でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が繁根木の田563㎡で、転用目的が従業員駐車場でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

3番、申請物件が山田の田505㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が築地の畑12㎡外1筆、計33㎡で、転用目的は宅地拡張でございます。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。なお、敷地の全体面積といたしましては、申請地に隣接する宅地の320.1㎡を含め、353.18㎡となっております。

5番、使用貸借で、申請物件が築地の畑1,351㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、親子間の使用貸借で、申請物件が小浜の田435㎡で、転用目的は個人

住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

7番、申請物件が宮原の畑1,232㎡で、転用目的は従業員駐車場及び資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

次のページをお願いします。8番、親子間の使用貸借で、申請物件が両迫間の畑285㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、親子間の使用貸借で、申請物件が山部田の畑384㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

10番、申請物件が岱明町の田210㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設された道路沿い、かつ教育、医療機関がおおむね500m以内に所在する農地で第3種農地と判断いたしております。

11番、親子間の使用貸借で、申請物件が岱明町の田426㎡で、転用目的は個人住宅でございます。農地区分は上下水道管が埋設された道路沿い、かつ教育、医療機関がおおむね500m以内に所在する農地で第3種農地と判断いたしております。

12番、申請物件が岱明町の畑355㎡で、転用目的が建売住宅1棟でございます。農地区分は上下水道管が埋設された道路沿い、かつ教育、医療機関がおおむね500m以内に所在する農地で、第3種農地と判断いたしております。

以上12件、5,980㎡を提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否かを審査した結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。地元委員さん同行のうえ、現地調査を行っておりますのでよろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次、担当委員の説明をお願いいたしますが、1番と2番は委員さんが同じでございますので続けてお願いいたしますが、2番につきまして始末書が添付されておりますので、まず、始末書の朗読を先をお願いいたします。

○事務局（上村君） 始末書を読ませさせていただきます。

申請地の農地転用について。農地書を所定の許可申請をなし、許可を得てしなければならぬものを本件土地については、相続にて譲り受けたものであり、譲り受けた当初より現在のような状況でしたので、同地所を所定の転用許可など所定の手続を取っているものとばかり思っていました。ところが今回、本件土地を売買するに当たり、その手続に着手したところ、地目がいまだ農地のままであり、農地法所定の許可も得ていないことが判明し、これまで無断転用状態で駐車場として利用してしまい、申し訳ない運びとなりました。今後、かかることのないよう十分留意するとともに、深く反省しておりますので御寛大な御処置により御容赦くださいますようお願いいたします。

○議長（東 令佐君） はい。それでは担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

場所は玉名駅のとおりですね、吉田病院近くから北側というふうなところで、個人住宅の二階建ての建設に伴う申請というふうなことでございます。

当該地区はですね、松木地区の宅地の恐らく整備のなされたところでの一画というふうなところで、北側が市道と、東側は住宅地と、南側と西側は農地というふうなところでございますが、土砂等の流出はないようですということです。上下水道とも完備をしているということ、何ら問題はないというふうなことで調査報告にかえます。

2番の案件でございますが、場所はですね、玉名町小学校の南東に位置しております。ここに病院の従業員の駐車場ということで13台分の設置に伴う申請というふうなことでございますが、始末書のごとくですね、昭和52年に相続をしたというふうなときよりですね、駐車場として利用されてたということで、今回の譲渡により農地の転用がなされてないというふうなことがここにきて判明したというふうなことであります。担当地区委員としては、追認して許可相当と判断をいたしました。審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3、4、5を委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。3番、4番、5番につきまして説明いたします。

まず、3番の案件ですが、これは親子関係ですね。転用目的が個人住宅となっておりますが、高齢化が進む両親の近くで生活をしたいということが本当の目的だそうです。ここの土地は農振地域内の土地を昨年度の市の会議で解除し、今回の農業委員会の会議にかかっているわけです。現場は、既に周囲は全部農地ですけども全員から同意を得ているということで、現場を見てきましたけども何の問題もありません。

ただ、上下水が市道に通っておりませんので、個人で地下水を利用し、あるいは生活雑排水は浄化槽を通して側溝に流すということでございます。許可相当と判断をいたしました。

それから4番の案件ですが、これはもう宅地拡張。実際先ほど説明がありましたように300㎡以上の土地付家を買われた方が、ちょっと仕事上狭いということで隣接の農地を分けてもらえんかということでございますので、これも何の問題もなく、許可相当と判断いたしました。

5番の案件ですけれども、これは4番とも隣接し、そこを露天の資材置場ということで一切の構築物は作りませんので生活雑排水は出ません。ただ、雨水については自然浸透を主に、オーバー分は側溝に流すということでございますので、これも許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。申請人は親子でありまして、今回、父親の所有する農地に子どもの個人住宅を建てるものでございます。今、住んでおられる家の前が700㎡ぐらいの土地がありまして、農業を漁協ののりを営んでおりましてそれで生活しておられます。その一面の435㎡を分筆いたしまして新築の住宅を建てるということです。近隣は住宅化されまして、区域でありますその辺は近隣の状況につきましては、申請地から見ますと北側が今住んでおられます実家で、東、南側、既に家が建っております、境にはブロック塀でしてあり、西側には市道、上下水側溝があり、そちらを利用し、生活排水につきましては合併浄化槽で処理するというところでございます。雨水につきましては自然透水となっており、工事につきましては周辺には農地もなく、被害を及ぼさない事業計画となっております。

現地調査の結果、地元の委員さんとも話をしましたが、本件は許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい。次、7番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） はい、12番、坂西です。従業員駐車場と資材置場ということでございます。申請地はですね、現在駐車場の隣っていうことですね。それで高さが2m50から3mほどありまして、それを全部取り除き、フラットにするということでございます。なお、敷地内雨水については、緩やかな勾配を持たせて敷地を経て側溝に接続ということでございます。

なお、隣接する地主さんとは50cmほど引き、それから法面をとるということで、許可も取ってあるということで、何ら問題はなく、許可相当かと思われまして、以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8、9番につきましては、委員さんが同じですので続けて

どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。8番の案件について説明します。

現在、住んでいる家がですね、老朽化して建て替えるっていうことで、現在土地が170㎡あります。そこに申請地が合計で450㎡になります。東におじいさんの家があり、西は市道で南も道路です。北はおじいさんの土地と住宅が1軒あります。給水、生活雑排水は市の上下水道を利用します。雨水については溜枡を設置し、市道の側溝に流します。現地は造成の必要もなく、土砂の流出もありません。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

9番について説明します。現在、両親と同居していらっしゃいますが、子どもの成長によりですね、手狭になったということで隣接する親の土地に住宅を建てるものです。東と北が親の土地であり、西が公民館で、南が親の住まいです。給水は市の上水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理後の水透水は前の親の家の排水溝に接続し、市道の側溝に流す計画です。

現地は造成の必要もなく、土砂の流出もありません。現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） はい。次、10番どうぞ。

○20番（福田友明君） はい。20番、福田です。申請人は、現在両親らと同居されておりますけれども、今回、家が手狭のために建築計画をされたものであります。土地の選定に当たりましたは、両親の面倒を見ないといけないこともありまして、近くにある祖母の所有の土地を譲渡されたものであります。計画概要といたしましては、先ほど事務局から説明がありましており、転用面積が210㎡、そして敷地建面積が105㎡であります。給排水計画ですけれども、上水道につきましては市の上水道を利用し、雑排水につきましては、まだ本管からその申請地までに枝線がまだ来てませんので、当分の間合併浄化槽を通して南側の側溝に流すという計画であります。雨水につきましては、雨水枡を利用し、その後側溝に流すという計画です。被害防除計画につきましては、工事をする際には近隣の所有者に迷惑をかけるないようにすると。そしてまた、西側に農地がございますけれども、日照問題等別に異常ないということを確認いたしましたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい。次、11番どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。貸人、借人、親子関係にあつて、息子さんが現在その親父の近くにアパートを借りとるわけです。アパートが手狭になったということで、父親の名義の土地426㎡に専用住宅を計画されたわけです。雨水、雑排水は市の上水道を使用するそうです。雨水等は溜枡を設置して水路に流すよ

うにしておられます。また、工事中は隣接地に絶対迷惑のかからないようにすることでした。南側と西側に農地がありますが、そっちのほうも迷惑をかけないようにしますとのことですから、許可相当と考えました。よろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） はい。次、12番どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。この申請者は建売住宅ということでございまして、ここは西側に道路があって、そこに上下水道が通っておりますが、北と東と南側にはずっと家があって、西、東に狭い土地が残ったわけでございます。もうそのぐるりは全部ブロックで囲ってあるところでございますので、別に近隣とも何でもございしますが、木造平屋建てを真ん中に建てて、入り口のほうに3台分の駐車場を確保するということであり、土砂の流出も何もなし。生活用雑排水は上下水道を使うということで、雨水は右側の側溝にためてから流すということで、何らあとの何がないと思います。迷惑かけることはないと思いますので許可相当と思います。そしこ終わり。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい。異議がないものと認め、議第25号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第26号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第26号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成27年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから18ページまでの33件の集積でございます。所有権移転が4件の6,422㎡、利用権設定が29件の73,708㎡で、合計33件の80,130㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第26号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第10号から報告第11号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 19ページをお願いします。報告第10号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回7件の解約の通知を受理しております。

21ページをお願いいたします。

報告第11号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので御報告いたします。平成27年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回7件の届出を受理しております。7件とも50cmから150cm程度盛土して、野菜畑として利用されているものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がございました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。その他、何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、本日は慎重なる審議、まことにありがとうございました。

これもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時54分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名なつ印する。

平成27年4月6日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 清田 順次

農 業 委 員 小田 募